

岐阜県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、岐阜県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 予防計画において定める事項に関する協議
- (2) 予防計画に基づく施策の実施状況の評価
- (3) 新型インフルエンザ等感染症等の発生予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施に関する協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、その他の関係機関の中から県が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、会長代理を指名することができる。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、県が招集する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部感染症対策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。